

第1回古平町議会定例会 第5号

平成28年3月22日（火曜日）

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成28年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
(予算審査特別委員長報告)
- 7 議案第29号 診療所施設及び設備の取得について
- 8 一般質問
- 9 決議案第1号 飲酒運転根絶を宣言する決議について
- 10 意見案第1号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書
- 11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間順司君	
副町	長	田口博久君	
教	育	長	成田昭彦君

総務課長	藤田克禎君
企画課長	小玉正司君
財政課長	三浦正史君
民生課長	和泉康子君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	宮田誠市君
建設水道課長	本間好晴君
会計管理者	白岩豊子君
教育次長	佐々木容子君
産業課長補佐	井本将義君
総務係長	高野龍治君
財政係長	細川正善君

○出席事務局職員

事務局長	本間克昭君
------	-------

開議 午前10時00分

- 議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況について報告申し上げます。
ただいま議員10名全員の出席でございます。
説明員は、町長以下15名の出席をいただいております。
以上です。

◎開議の宣告

- 議長（逢見輝統君）** ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号ないし日程第6 議案第6号

- 議長（逢見輝統君）** 日程第1、議案第1号 平成28年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第6号 平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会ですので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。
よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。
日程第1、議案第1号 平成28年度古平町一般会計予算から進めます。
本案に対する委員会審査報告書は可決であります。
まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（逢見輝統君）** ないようですので、次に本案に賛成の討論を許します。

- 8番（高野俊和君）** 初めに、平成28年度の予算編成に当たり、各課の職員、担当の皆様、大変ご苦労さまでした。

私は、本年度の一般会計予算を執行するに当たり、賛成する立場から申し上げます。本年度の予算編成に当たっては、昨年度よりことし3月で撤退が決まっております掖済会病院、その後の医療施設の確保など多くの課題を取り組みながらの編成であり、大変ご苦労されたのではないかと考えております。幸い職員を初め、関係者の努力の中、古平町立診療所海のまちクリニックとして5月には開院できるという見通しであり、大変喜ばしいことでもあります。多くの町民の期待に応えることのできる病院であってほしいと心から願うものであります。

また、勾配がきつく、冬期間バスの乗り入れができないなど不便を感じさせておりました高齢者

住宅ほほえみくらすにアクセスする高校通線の本工事にも着手、さらには清川団地の建てかえ工事など多くの事業を抱える中、町長の執行方針の中でも述べられておりましたが、今月に入り町内の大手建設業者の破綻が決まり、町の税収入にも大変大きな影響を及ぼすものと考えられます。

一方、一昨年度6社が破綻をいたしました当町の経済の中心であります加工業者が再建した業者も含めまして、全体的にわずかながら前進する事業展開となっております。また、ふるさと納税の贈答品として新しい大きな販路が生まれたということは業者にとっても古平町にとっても大変うれしいことであります。今後とも商品の充実を図り、魅力のある産業として継続できることを願っております。

本年度も厳しい予算の中で、漁業の振興においては昨年同様、ウニ種苗の放流事業、ヒラメ、ナマコ、また昨年から新規事業としてウニ海中養殖実証事業の拡大など将来に向けて育てる事業に予算を投じるということは大変意義のあることと考えます。また、住宅リフォームの支援、新築、中古住宅購入に対する補助金や少子化の対策として不妊治療にも助成をするなど町独自の取り組みにも予算計上しており、住民を後押しするきっかけになるだろうと考えられます。また、近年少し苦戦を強いられております観光事業においてもエキスパートを迎え、新しいグルメの開発、さらにはパークゴルフ場、温泉しおかせの整備など多彩な事業の予算計上をしております。本年度も国の交付金や補助金を最大限活用し、町民の願いや約束を果たしながらの予算編成と考えられます。

最後に、今年度長い間古平町のまちづくりに力を注いでいただいた数人の幹部職員が退職することです。長い間のご奮闘に心から感謝を申し上げ、平成28年度予算を執行するに当たり賛成するものといたします。

以上です。

○議長（逢見輝続君） ほかに討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 平成28年度予算に賛成する立場で討論をいたします。

それで、今年度の予算の中には今高野議員がおっしゃったほかにも町民の願いである燃えるごみの小さい袋が実現いたしました。そのほかにも細々としたことは申し上げませんが、本間町政の平成28年度における予算というものは町民の願いに即した事業が並んでおります。そういう意味で賛成するものです。

また、特に今高野議員が賛成する項目の中に申し上げた一例として、古平診療所の経費について一言申し上げるとすれば1億5,000万の予算を、財政弱小な1自治体が年間1億5,000万をつぎ込まなければこの地域の医療を確保できないという実態、これを全道的に広めている今の政権のやり方というものには納得しがたいものがあります。そういう面では、私の今後活動する分野として、この医療費をぜひとも国が責任を持って宛てがうような、そういう仕組みにするために全力を尽くしてまいりたいと思っています。

さて、防災の点から申しますと、古平町の防災は防災無線に始まりまして、ようやく安心して夜眠れるようになりました。ことし冷水川の橋の改修工事が行われますけれども、古平川の改修工事、流下阻害除去工事が当初の計画では道では5カ年計画で進んでおりますけれども、これに付随して土手のかさ上げ工事が行われております。古平町の津波防災からしますと、ようやくクリアできる

ような堤防の高さに変えつつあるというふうに認識しております。そういう面では、冷水川も同じような条件にありますので、今後の古平町の課題としては冷水川の土手のかさ上げ工事、これを道に対して求めていくべきだろうと思います。水門、樋門の管理の問題がありますけれども、とりあえずは古平川、それから冷水川の土手のかさ上げ工事、これを国、道に早期に解決してもらうように本間町長には努力を重ねてほしいと思っています。

それから、さらに防災の点でもう一つ申し上げますと、古平小学校にことし国が全額助成で工事が行われます。原発事故が起こった際の対策としての工事ですけれども、国の狙いとしては原発再稼働、それを前提にした一つの事業だと思っています。しかし、背中合わせになっている泊に北電の原発がある以上、あそこにプールされている廃燃料、あれがある限り不測の事態は必ず起き得るのではないかという前提に立てば、古平小学校の今回の工事というのは今後の古平町の住民にとっても必要不可欠な工事だというふうに認識しております。たった一つの建物でございますけれども、そういう面では国のそういう申し入れに対しては積極的にこれからも受け入れる方向でいってほしいなと思っている次第です。その理由は、津波災害に対しては古平町、積丹町もそうですけれども、完全孤立化するというのが当たり前だというふうに考えてほしいと思います。さらに、そういう過酷な災害がなくても国道229号線1本しかない避難路なので、交通の混雑というのは当然予測されているのが実態でございます。そういう面からも古平町は、そういう原発の事故に関しては必ず孤立するという前提に立って考えていただきたいなと思います。

それと、今後の古平町の今回の工事ですけれども、今回の空気清浄の工事なのですけれども、必ず全ての放射能、元素、それに対して対応できる装置なのかどうかというものをぜひとも検証してほしいと。今の北電の原発においてもトリチウムについては外に出している状態です。それで、泊のがん発生率が全道一というのは、そこら辺にあるというふうに専門家の見立てがされております。これは、北後志の5カ町村の自治体で実施した講演会で北海道の専門家がそのように指摘していることからすれば、納得できるのではないかと思います。今東北震災5カ年を経過して、テレビ等でいろいろと当時の原発の放射能災害について検証がされておりますけれども、各方面の方のお話を聞いてみますと、必ずしも全ての放射能の元素について除去できるような状況にはないというふうに見たほうがいいと。そういう点で、今回の古平小学校での工事について、改めて古平町として検証して、そして工事に臨んでほしいなと思っている次第です。

それから、いよいよ消費税について申し上げますけれども、ことし行われる古平町の事業は全て町民のためのものであって必要なのですけれども、国も道も町も消費税は是として対応しております。しかし、平成元年の導入以来、消費税の影響というのは古平町財政にとって極めて深刻になりつつあるというのが実態です。平成元年から22年度までの地方消費税交付金、これの累積と古平町が支出した消費税額の差額というのは、平成22年までで町の資料ですけれども、4億3,000万何がしの累積がありました。平成23年から28年度までの、今年度は予算ですけれども、この6年間の累積は3億8,000万ほどになります。合わせて8億を超えるダメージをこの消費税によって古平町財政が受けていると。これは現ナマです。起債とかではなくて、現金で町民に使うべき税金が失われているということになっています。これは、ゆゆしき問題であると。税金で住民サービスを行うべき地

方自治体が税金の消費税の原資の一面を担っているという構図ができています。これは、明らかに悪税です。その廃止のために全力を尽くしてまいります。

今回の予算では、いろいろと施策が組まれていますけれども、特に重視していきたいのは少子化対策です。第3子以降の保育料を無料にするだとか、それから高校生の通学費、第3子以降は無料にするだとか、そういうことが新たにつけ加えられましたけれども、古平町でこの間、人口推移のシミュレーションを出されましたけれども、北後志を含めた後志各町村の実態をグラフで見ましたけれども、この少子化問題で一番深刻な状況にある3本指に入る自治体となっているのが古平町です。高校を奪われ、そして診療所は何とか確保できましたけれども、奪われそうになっているこの実態、それから加工協の破綻、これは単に内部的な問題だけでなく、経済が悪化して消費税が増税されて、そういう悪税の中で破綻したものだというふうに理解しておりますけれども、こういう疲弊した地域において子育てをする世帯に対して、極めて他町村よりも力を入れて進めていただくことを強く期待して討論を終わります。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 平成28年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。全会一致。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、次に賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 国民健康保険会計に対する古平町の一般会計からの財政支援、久しくなります。基本的に善政であると評価して賛成するものです。

額は変動、毎年ありますけれども、国の悪政という点から一、二点申し上げますけれども、広域で行うようになってから国からのペナルティーというものはなくなりました。しかし、依然として単独でやっておられる自治体にはペナルティーというのは存在します。これをなくするために努力するというのが私の基本的な姿勢であります。

さらに、一般会計で古平町政は子供医療費の助成をしております。それに対しても国からのペナルティーというのは国保会計に長らく続いております。見直しの機運はありますけれども、そういう報告はまだ本間町長からはいただいておりません。基本的にこういう国の姿勢というのは続いていくという前提からすれば、国保に加入している生活を守るという立場からすれば、やはり国の姿勢というものは悪政そのものだろうと思います。

さらに、国の基本的な考え方は、滞納者に対しては医療費全額払えという資格証明制度、これも徹底しております。古平町は、そういう極めて厳しい対応はせずに短期保険証というものを発行して国のこういう措置に対抗しているのはやはり善政というふうに私は評価しております。しかし、短期保険証を発行してから長らくたちますけれども、その数がふえているという実態もこれは事実です。国民健康保険税は、しばらく一般会計からの補助で、補填で引き上げないでおりますけれども、国保税の過酷さというのには変わりはない、それが今の実態です。短期保険証の増加というものは、ひいては国保に加入している世帯の家計の苦しい実態を裏返しにあらわしているとすれば国民健康保険の税の引き下げ、あるいは引き下げという方向での見直し、それから本当に困っている家庭に対する減免制度の充実というのが課題ではないかということを指摘して討論とします。

○議長（逢見輝続君） ほかに討論ございませんか。

○8番（高野俊和君） 一言、私は国保会計におきましても賛成する立場から申し上げます。

古平町におきましては、数年前より18歳以下に対して医療費が無料という新しい政策も設けながら国民健康保険を維持しております。私は、本来こういう制度というものは制度に加盟している者全てが賄い合っこそ成り立つ制度というふうに考えておりますので、今後ともこの制度については支持をしていきたいというふうに考えております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（逢見輝続君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝続君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、賛成の討論を許します。ありませんか。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢者医療については、この制度は基本的に廃止すべきであるという立場をとっております。

それで、後期高齢は道の広域の会計として扱われておりますけれども、これについても古平町のことしの予算については保険料は引き下がるという状況が生まれております。そういう面では、賛成できるものだろうと思います。後期高齢の医療費というのは、尻上がりに上がるというふうに予測されております。保険料が下がるということは、これは喜ばしいことで、しかも年金生活者ですから、例えば国民年金満額にもらっても逆立ちしても生活できないというのが年金生活者の声です。

そういう面では、保険料をいただく、あるいは医療費、病院とは切っても切れない関係にある生活に入ってしまった後期高齢者にとっては、やはり医療費の問題は重要な問題です。そういう問題を山積している会計ですので、今後とも議会、私の立場からも町長の立場からもよりよき方向にこの保険に加入している方たちの生活を守るという前提から努力を重ねていきたいと思っている次第です。

終わります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 今回の予算の中には、ほほえみくらすに通じる道路改修に伴う工事がされており、ほほえみくらすの入居者にとっても大事な道路ということで、それに付随する工事として賛成するものです。

簡易水道については、まず料金の問題がありますけれども、全道5本の指に入る水道料金、高水道料金というのは先般も新聞で報道されていましてけれども、公共下水道の料金と相まって、この引き下げについては町長に対して努力を求めたいと思います。

さらに、高齢者等の経済的弱者に対する減免制度がありますけれども、これは基本料2,200円に対して200円だけ引き下げる、そういう内容ですけれども、これについても改めて高齢者の水道の利用実態を調べて、寿都でも最近そのような動きがありましたけれども、改めて古平町の実態を調べて、そして見直しをすべきでないかというふうに思っております。

今シーズンの冬の福祉灯油、名前は変わりましたが、年金生活者の実態は極めて厳しいということで、灯油の値段が基準以下でありましたけれども、本間町長、支援をされましたけれども、そういう実態がありますので、やはり一定年数が経過しておりますので、そういう面で検討されることを期待して討論を終わります。

○議長（逢見輝統君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、次に賛成の討論を許します。

○3番(真貝政昭君) これも基本的に予算に賛成する立場から一言申し上げます。

水道料金と同じく、古平町の公共下水道料金も全道トップクラスにあります。見直しは当然してほしいと。生活を守る立場からも求めたいと思いますし、公共下水道加入率が一定のところまでまっております。寿都町とは、時々比較しますけれども、導入時期が違うということでチャンスを逃したと、そういうことはありますけれども、公共下水道会計の中身の改善をするためには、やはり加入率を高めるということが大前提になると思います。そういう点でも料金の問題は避けて通れない問題であると思います。下げて、そして加入率を上げるという手もあります。

それと、今回本間町長は執行方針で住宅リフォームの関係で新たな方針を述べられましたけれども、公共下水道についてもやはり現状を打開するための手だてというものを一工夫してほしいなと思う次第です。

以上です。

○議長(逢見輝統君) ほかに討論ございませんか。

○8番(高野俊和君) 私は、公共下水道に賛成する立場から申し上げます。

公共下水道が始まりまして、もう10年以上たちますけれども、若干今真貝議員からお話がありましたように加入率が少し伸び悩んでいるという点は確かに考えられると思いますけれども、私は先ほどの一般会計の討論で申し上げましたけれども、本年も住宅リフォームに対して割合で3割、限度額30万円を本年度は限度額40万、40%に引き上げるなどいろいろな方策を講じてこの下水道に関しても町政が考えております。本来であれば、この加入率も何とか80%ぐらいまで引き上げたいのですけれども、本年度のこの新しい事業により、昨年度は残念ながら古平町以外の業者の場合にはこの制度が活用できないという残念な点がありましたけれども、本年度はそれも解消しまして助成できるということですので、きっと若干の伸びはあるのだろうというふうに考えます。今後ともこの下水道事業が給付率が伸びますことを願いながら、賛成といたします。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） この介護保険というのは、平成12年にスタートして、当時担当の方は今特別職として座っておられますけれども、その苦勞の度合いというのはその当時から見えております。国の基本的な考え方は、国民の介護の事業に国がかける税金を削るために編み出された仕掛け、制度だというふうに、これは共通認識だろうと思います。当時数千億円を削るために、厚生省の官僚がスタートさせながらいろいろと工夫を練るといって、当時朝令暮改というふうに言われるまで朝指示したことが夕方には変わっていると。当時の担当者は、極めて困った状況を強いられたというのが実態にあります。今それがおさまりまして、このように続いておりますけれども、基本的な流れは何も変わっていないと。とにかく毎年ふえ続けるこういう事業にかかる国の予算を削る方向で動いているというのが実態です。要介護のレベルを見直して要支援のほうに移したり、それから要支援を介護保険の制度から除外するだとか、そういうようなやり方で利用者の不便を増幅させてきたと、これが流れです。ですから、私の基本的な考え方は、こういう国の姿勢を改めさせて必要な人には必要なサービスを行うと、それから保険料についても生活を苦しめるような保険料ではなくて、本当に保険料が払えて、そして利用できる、そういう実態にするための制度に変えるというのが私の基本的な考え方です。国のそういうやり方に対して、町議会でもいろいろ報告され、議論が尽くされてきましたけれども、本間町政に対する私の評価は、そういう中であっても町民に寄り添って町民が今まで以上の苦勞をしないような方向でやるという、そういう姿勢に共感して賛成しているものであります。先ほど後期高齢のところでも申し上げましたけれども、年金生活者がそれだけでは生活できないような方たちに対して毎回保険料を上げるような形の政府の姿勢、これを改めさせなければならないというのは本当ですけれども、そういう中であっても介護のサービスを受けさせるために、受けれるようにいろいろと手だてを講じられているというのに賛同する次第です。

そのほかに、この会計のところで申し上げるべきではないのかもしれませんが、古平町が介護にかかわる方たちに対する人件費の待遇改善、それについてことしは大きな前進がありました。

極めて大きく評価するものであります。

以上です。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第29号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第29号 診療所施設及び設備の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第29号 診療所施設及び設備の取得について、けさお配りした議案第29号の1枚物をごらん願います。

それでは、提案理由の説明をいたします。本件については、この平成28年3月31日をもって現所有者である一般社団法人日本海員掖済会から古平町が有償譲渡を受けるに当たって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、記以下について読み上げて報告いたします。

1、財産の内訳、診療所施設、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て1,333.07平方メートル、診療所設備、一式。

2、取得の方法、譲渡協定。

3、取得価格、1億6,955万4,049円。

4、契約の相手方、一般社団法人日本海員掖済会会長、津野田元直。

5、取得の日、平成28年3月31日。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀 清君） 建物と設備ということなのですが、この金額の細かいことわかりましたらお聞かせください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、診療所そのものとしましては約1億2,100万、これ100万以

下はちょっと丸めてございます。そのほか附帯施設として医師住宅、こちらが約1,100万、それから附属の設備としまして機械設備、電気設備、昇降機設備、浄化設備等々を合わせまして2,350万、それから医療機器としましてCTとか17の医療機器として合計金額120万ほどです。それと、その他構築物としまして車庫等がございます。そちらで約50万ほど、合わせまして先ほど提案させていただきました1億6,955万4,000円となります。この金額には、消費税が含まれております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 診療所施設及び設備の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり、一問一答方式で行います。なお、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

一般質問は、工藤議員と真貝議員です。

発言を許します。工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 最初に、高潮対策についてということで、前に沢江町で波が何度か道路へ上がり、ごみが散乱したことを質問しました。入船町では窓が破られたそうで、担当課長が土現のほうに話をしてくれたそうですけれども、その後の経過をお聞かせください。

沢江町から港町側の漁港付近の沖合に波消しブロックが設置されておりますが、ブロックとブロックの間から波が道路まで達しております。最近、爆弾低気圧の発生が多くなり、各地に被害をもたらしています。古平町でも海岸線のかさ上げが必要と思いますが、考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

この件につきましては、工藤議員から昨年の6月議会で一般質問ございまして、町から北海道に対しまして必要な対策を要望している旨を答弁しております。これを受けまして、昨年の11月5日とことしの2月14日に小樽建設管理部余市出張所において建設水道課と企画課担当職員が書面で説明しながら要望しております。要望内容につきましては、浜町地区及び沢江地区の離岸堤の修復と増設と、それから2点目が入船地区の消波ブロックの設置ということでございまして、これにつきましては北海道そのもの自体も大変財政に苦しいということで、その答えもやはり早期の要望実現

は厳しいということでございまして、今後も引き続き要望していきたいなというふうに考えております。ただ、それこそいわゆる古平町での海岸線のかさ上げ、これもなかなか難しい問題でございまして、離岸堤の改修ができればそこまでしなくてもいいということで、離岸堤のほうを強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 土現のほうへのお話はわかりました。

実際に今古平町では、海岸線が大体4メートルから5メートルラインで設定されています。そして、実際に町の中の水位は大体3メートル台、低いところでは2メートル台のところもあるということで、完全に道路を波が越しますと古平町は浜町、沢江もそうなのですけれども、完全に埋まってしまう。古平町は、たしか6メートルちょっとの最高のを予想していたと思ったのですけれども、それであれば今の状態でもし波が来た場合、町の真ん中では大体人間の背が埋まるだけの、まず簡単に言いますとそれだけの水がたまるということになります。そして、実際に今古平には冷水川だとか小さい河川があるのですけれども、今でも大水が出ると水はけが悪い状態が続いているということで、例えばこれにさらに1メートルぐらいでもかさ上げすれば、ある程度古平の設定の寸法に近づくのではないかとということで今回質問したわけなのですけれども、何とかそれをやってほしいなと思うのですけれども、もう一度よろしくお願いします。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるのは多分津波高の件で、いわゆる堤防を越えた場合というようなことを想定しているのだと思いますけれども、これにはなかなか財政的に、町自体も財政的に厳しいということでございまして、いわゆる3.11、東日本大震災ではあらかじめそういうふうに行った自治体もございまして、それは辛うじて被害を小さくできたということもございまして、本町としましてはそういう想定をしながらやればいいのですけれども、これは本当に大変難しい問題だというふうに思っておりますので、議員のほうもご理解願いたいなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） この前、沢江町で水害があったときも、大体沢江町でもちょうど一番深いところで堤防の高さまで水が来ていました。ですから、やはりそういう川の水害でさえそのぐらいになるのですから、もし波がまともにかぶるようであればやはり同じような水害が起きるので、余り例えば高い防波堤とかを逆につくりますと、今度は逆に波の様子がよくわからないということもあるので、ある程度目の高さで見えるぐらいの高さをこれからまず検討していただきたいと思えます。

○町長（本間順司君） いわゆる海岸堤防のほうが高く市街地のほうが低いというような自治体は、本町ばかりではございません。近隣町村、ほとんどそういう町村でございまして、では全部の自治体がそういうことができるかという、なかなか難しい問題がございまして、その点をご理解願いたいと思えます。

○9番（工藤澄男君） 次の質問です。

地震と津波による原発事故についてということで、地震や津波による原発事故や土砂災害が発生し、国道229号、古平余市間、古平積丹間、それから998の古平神恵内間が不通になった場合、古平町、積丹町、神恵内村が孤立する可能性があります。国、道、近隣町村では原発の再稼働をしよう

としておりますけれども、再稼働をする前に安全な避難道路をつくるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 議員からは、1年前にも同様の趣旨の質問がございましたけれども、基本的には私の考えは変わってございません。確かに大地震や大津波などの自然災害が発生した場合、さまざまな要因で国道あるいは道道といった主要道路を初め、一般道路でも通行不能となる可能性は否定できません。この場合、孤立化は沿岸町村のみならず、山間部の町村においても起き得ることでありまして、これまでもそれぞれの地域ごと、あるいは後志総合開発期成会においても要望書に取り上げ、国、道に要望しているところでございます。しかし、国である小樽開発建設部の回答は229号線と並行した避難道路の建設は考えていないし、道としての小樽建設管理部の回答は大規模事業であることから事業化は極めて難しいということでございます。

ただ、私は原発事故にかかわらず、何かにつけて避難路といえますか、迂回する道路の必要性は感じておりますけれども、このことを再稼働反対の理由にするのは適当ではないなというふうに思っているところであり、福島第一原発の事故以来、国の原子力規制委員会は逐次事故の検証をしながら世界最高レベルの規制基準を設定し、我が国の原発の審査を行っているところであり、また各電力会社においてもこの基準をクリアするべく、長い時間をかけてさまざまな対策を講じているところでございます。昨年12月の新聞報道にございましたように、原子力規制委員会は泊原発1から3号機の新規制基準への適合性検査において、北電が示した基準地震動をおおむね了承し、地震、津波対策の審査がほぼ決着したとのことであります。このことにつきましては、北電からもそのような説明を受けてございます。これは、原子力規制委員会が科学的知見に基づいて了承したということで、想定される最大規模の地震、津波が発生しても原発事故は防ぐことができるものと捉えており、現実的な判断材料ではないかと思っております。ただ、想定外や万が一ということもありますので、道路の要望は近隣町村や管内の町村長とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。1年前にも申し上げましたように、想定外や万が一あるいは核燃料の処理の問題などもございますので、将来に向かっては代替エネルギーの開発を進めながら原発ゼロを目指すべきではないかというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 実際に今賛成しているあそこは4町村ですか、あその場合はもういきなり泊から共和までまず道路を1本つくったと。それに今度は、共和からさらに倶知安へ抜ける道路もつくるということで、向こうは道道がいっぱいあるので、結構逃げる道路はあるのです。ただ、古平町と積丹と神恵内にはその道路がないのです。ただ、原発が起きないで、ただ土砂災害だとか、そういうのでなった場合は泊方面にでも例えば逃げることでしょうけれども、実際にこの3町村というのはもし原発が何か事故があつて、そしてどうしても逃げなければならないとなったら、この3町村は完全にオミットなのです。そして、実際に先日の新聞でも神恵内村では土砂災害なんかが起きた場合、どうしたらいいかわからないというぐらいちゃんと新聞にも載せているのです。ですから、やっぱりこの……実際にそして金は確かにかかるのです、古平町の場合は山を越えなければだめですから。ただ、実際に営林署の林道というのが何本かあつて、種田ノ沢から昔の旧道へおりの道路だとか、それから豊丘へ抜ける道路だとかがあるのです。冬、冬期間は大変だろ

うと思いますけれども、せめて夏の間だけでもそういうようなところとか、何かどこか普通った道路とかそういうのを探して、やはり逃げる道路というのを確保するべきだとは思うのですけれども、どうでしょうか。

そして、実際に今国のほうでは、やはり賛成している町村には今回も町長も恐らく見ているのでしようけれども、19日の新聞に地方創生の加速化交付金1億7,000万、これ岩内、神恵内、泊村と。やはりそういう賛成しているところには、どんどん、どんどん金はずぎ込んでいるのです。そして、それからちょっと外れたところには全然、全然と言ったらおかしいのですけれども、そういう気持ちがないのです。

そして、今新たに古平小学校に放射線防護対策というので出てきたのですけれども、これを見ますとこの白い部分がということは体育館の中だと思えるのですけれども、この中には例えばあれは入っていないですね、給食センター、給食室は。もしここですぐ逃げられるのであればいいのですけれども、ここで何日か過ごすようになれば、やはり給食の場所もしっかり除染できるようなものでなければ、せつかく国で幾ら出すのか知りませんが、こういうものをつくっても意味がないと思えるのです。そして、ましてこれ風で送るとというのが果たして今までこういう例があったのかどうかかわからないのですけれども、私はどうもこの方法が不安に思えてならないのですけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） ちょっと質問の争点がかかなりずれてきていますけれども、いわゆる避難道路の関係につきましては、それこそ旧山道あるいは林道等につきましてもそういう要望はしてきてございます。それは、議員の考え方と同様でございます。

それから、いわゆる地方創生の交付金につきましては、原発とは全然関係がございませんので、混同しないようにしていただきたいと思えます。

それと、今回やる小学校のいわゆるそれこそ放射能の空気を入れないようにする施設につきましては除染だとか、そういう問題ではございませんので、放射能を含んだ空気を入れないようにする装置ということでございますので、ご理解願いたいと思えます。

○9番（工藤澄男君） 放射能を入れないようにするということは、その部分だけは放射能は入らないでしょうけれども、その周りは結局放射能があるということなのです。ですから、本来本当は避難道路の話だったのですけれども、先日こういうのが配られてきたので、急遽きょう言ったのですけれども、やはりこの原子力に関してはまず最悪のことを前提に、この前も言いましたけれども、まず最悪のことを前提にしないと何事もやっていけないと思えるのです。ただ、国が安全だ、安全だ。これは、もう福島の場合も昔から安全だ、安全だといってあれだけのことになったし、あれは特別また大きい災害ではありましたが、そしてそのほかの原発なんかでも今差しとめされたり、また動かそうとか、それはいろいろ賛否両論ありますけれども、古平町の場合はもしあそこで災害が起きた場合、まず古平の魚だとか、そういうものは恐らく大体原発が流れてくるようになったら、古平町はもうバンザイするしかないと思えます。人間が何ぼ助かってでも漁業関係者なり農業関係者の部分に今福島だとかあちこちであるように結局今度は放射能で汚染されますので、そのためにもこの原発というのを考える場合は最悪の場合を考えて何事もやっぱりやっていくべきだと

思いますけれども、もう一度お願いいたします。

○町長（本間順司君） ですから、最初に答弁したとおり、そういうことで安全を追求しながら今やっている最中ということでございます。ですから、それこそ万が一最悪の場合、想定外の場合というものを考えたときには、将来的には原発ゼロにすべきだというふうなのが私の考え方でございまして、現時点ではある程度規制委員会のそういう判断を参考としながら現実的な路線をとっていききたいなというふうなのが私の考え方でございます。

○議長（逢見輝統君） 以上で工藤議員の質問を終わります。

質問途中でございますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き質問を続けます。

次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1件目の高校生への通学費助成について伺います。

3項目挙げましたけれども、平成28年度以降、子供3人以上世帯の3人目以降の通学費を助成する方針ですけれども、現状はどのようになっているかということと、それから年度、平成28年度以降の対象人数、現状でどのように推移していくのか伺います。

2項目めですけれども、今回の予算審議に当たって通学定期券購入の実態を調べていただいて報告をされております。これを見ますと、土日、祝日を含めているのが多数になっております。さらに、土日、祝日を除く平日のみの購入者が少ないのですけれども、経済的な事情によって平日のみの購入というふうになっているのではないかという思いをいたしました。これを見ますと、今までの方針を改めて土日を含めた通学ということを前提にして助成額を考え直すように改めてはどうでしょうかという思いです。教育長は、平日のみを前提としておりますので、そう思う次第です。また、特に土日、祝日を含めた場合、積丹町の父母負担の実態と古平町の父母負担の実態に、積丹町のほうが時間的にも距離的にも長くなるのに父母負担が古平町よりも軽いと。古平町のほうが重いという現状になっております。そういう面で、積丹町よりも安くて当たり前という前提に立つべきではないでしょうか。

それから、3項目めですけれども、この通学費助成について小学校、中学校で実施している就学援助の視点から、家庭の経済的事情を考えた制度をこの通学費助成という問題について、そういう考え方を取り入れるべきではないかというふうに思っております。どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員の高校生への通学費助成について答弁申し上げます。

まず、1点目の子供3人目以降の通学費全額助成についてということでございますけれども、まずもって28年度予算で3人目以降の全額負担、そして収入基準をなくさせていただいたということに感謝を申し上げます。一応私どもで予算策定するに当たって調べた人数を見ますと、平成28年度で3子以降の者というのが6名、それから29、30については9名、ですからこれから大体そういっ

た人数で推移していくのかなと考えております。

それから、2点目の補助金額を増額すべきではないかということでございますけれども、今ご存じのように余市までは7,500円、それから小樽までは1万円という金額で助成しているわけでございますけれども、この問題については今のまち・ひと・しごと創生本部の子育て専門部会で補助金額等についても検討いたしましたけれども、今回のように所得制限を撤廃し、1子、2子については補助金額を据え置き、収入基準をなくする、第3子については全額補助としたところでございます。積丹より安く、負担を少なくするべきでないかということでございますけれども、これらについては意見もございませんでしたし、また自治体によってそれぞれ事情も違いますので、その辺は今の額で28年度も進めていきたいと思っております。

それから、3点目の就学援助の視点から家庭の経済的事情を考えた制度とするということで、今収入基準を撤廃という形をとらせていただきました。あくまでも国の就学援助制度についてもそういった基準というのはないわけでございますけれども、町村独自として認定するために一応生活保護基準の1.2倍という制度をとってございますけれども、私どもはあくまでもそれは基準は基準であって、もし小中学校でも学校給食費が払えない、あるいは教材費、修学旅行へ行けない、そういった経済的な理由で行けないということがあってはならないというふうに考えております。今回も建設業者の経営破綻ございました。前にも加工業者の破綻ということございました。そのときに一番心配するのがやっぱり一時的に保護者の収入が減るといって、それが基準ではかられないものでございますから、そういったものは直ちにそういったことをこちらで確認した場合には学校を通じてそういった児童生徒、子供たちのいないように、いるのであればすぐそういった手だてをしなければいけないということで校長を通じてやっていますので、これはあくまでも基準に沿った中で認定はしますけれども、そういった一時的なものには経済的な理由で不登校になったりすることがあってはならないと考えていますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 最初の項目の今後の推移なのですが、第3子以降の保育料だとか、それから高校通学生の3人目以降というのは、あくまでも高校通学生という視点から見ますと将来出てくる効果なのです。高校生は15歳からでしょう。だから、15年以降の効果がどのようになっていくかというのがまだわからない状態で、今の施策の変更というのはその後なのですよね。だから、今後3年間の数字を今報告してもらいましたけれども、それ以後の実態が今わかる状態なので、それを知りたいということだったのです。ぜひ3年間だけでなくそれ以後の推移、だから平成28年から14年後までの推移というのはわかるはずですから、動かないとすれば、それを知りたいということ。それで、改めて新たな段階での実態推移というのが将来的に検証できるのではないかと、いうふうに思います。

それから、2項目めなのですが、今の教育長の答弁はあくまでも現在の平日通学という前提で、それこそ検討委員会にもそういう方向でやっていらしたと思うのです。ちなみに、古平町が今実施している平日のみの定期購入をした場合ですと、積丹町の父母負担と古平町の父母負担というのは小樽市内ですとやや同額、それから余市町内ですと積丹町よりも少ないのです、父母負担が。ところが、土日を含めた多数が通っている土日、祝日を含めた購入になりますと積丹町よりも負担

が多くなるのです。これは、例えば小樽市内ですと1人について年間6万円の増というふうになるのです。2人通っていますと12万円の増なのです。これは、明らかに積丹町から通っている子を持つ親と古平町から通っている子を持つ親では負担の度合いが違うのです。そういう実態を前提にしていませんので、検討委員会でも、ぜひとも多数が通っている土日、祝日を含めた購入を前提にして見直しを求めます。これを検討していただきたいと思うのです。とりあえずは、平日前提で検討されたことですので、その見直しを求める次第です。

それから、就学援助の視点から通学費のことは見てほしいということで、現状の小中の就学援助制度の運用の仕方を聞いているのではないのです。あくまでも今回聞いているのは、通学費の助成についてなのです。高校生の授業料とか、それから学費というのは古平町の及んでいない範囲です。高校生に対する支援というのは、医療費助成だけ町費としてやっていますでしょう。そのほかについては、手届いていませんし、そういう仕掛けでなかったのが、高校生以上は道教委の分野です。今回通学費が問題にされているのは、古平高校が廃校にされて、経済的弱者についての負担をどうするかということで出てきた問題であって、その点から伺っているのです。

それで、額の多寡云々ではなしに、親元の経済的事情を議論したいのです。それで、税制上の子供の扶養控除が2013年度からでしたっけ、14年度からでしたっけ、廃止されましたよね。それで、子供1人当たりこれで年間で5万2,000円負担増になったのです。それで、子供2人いる場合、倍になります。3人いると3倍にふえるという、そういう試算がされているのです。だから、これは国政上の問題です。だけれども、実際我々が育てた時代と違って、この3年ほど前から税制上の特典といいますか、それが取っ払われて負担増になったのです。そのもとで古平高校が廃止されて、経済的事情を抜きにして通学費がかかるようになったと。それを手だてするために、手当てするために通学費助成というのが出てきたのです。それで、小中の目安をはかるのに就学援助制度のその運用の実態を参考にしようと思ったのです。

それで、この就学援助制度を適用されている、申請主義ですけれども、教育長の説明ですと、教育委員会の説明ですと小学生で約50%近くのお子様、それから中学生で約3分の1の方が適用になっているということですよ。だから、経済的な支援を受けなければならない家庭がこの古平町では申請されている方だけでもそれだけいらっしゃるという認識なのです。それと、この就学援助制度の今古平町で実施している就学援助制度で、保育料のほうで階層別に区分けされておりますけれども、D1からD5までありますけれども、ぎりぎりD4階層くらいまで古平町で実施している就学援助制度の適用対象になると予想されます。これは私のほうの試算で、私の広報でも町内に流しましたけれども、教育長のほうから指摘は受けておりませんので、大体共通認識に近いのではないかというふうに思っているのです。実際に古平町の児童、子供たちは幼児センターに大体入りますので、そこの家庭の階層別の区分を見ますと、大方就学援助を適用される家庭に該当するのです。だから、経済的にはかなりこの地域の子育て世帯は経済的には弱いと、そういうふうに見たほうがいいだろうと。そういうことで、通学費のみに限ってそういう経済的に困難な家庭に対する見方を適用すべきではないかというふうに考えるのですけれども、これは提案になるのですね。それをお答えしてください。

○教育長（成田昭彦君） まず、1点目の3人目以降の先ほど29年度まで9名と申し上げましたけれども、今後も私どもが押さえているのは昨年までの出生児の数字をばっていきますと大体この人数で推移していくのかなと。それ以降はちょっと把握できませんので、そういうふうを考えております。

それから、2点目の増額すべきでないか、それから就学援助の視点からということでございますけれども、今28年度から収入基準撤廃、通学費についても撤廃いたしました。この今の全額補助ということで、1年生から3年生まで全額補助ということでも検討したのでございますけれども、財政的な負担等も考慮しまして今回はこういうことでございますけれども、あと今の通学費に限らず、まち・ひと・しごと創生本部のまた子育て専門部会でいろんなそういった扶助関係の問題でございますので、その辺はひっくるめた中で考えていかなければならないのかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 3人目以降についての全額助成、それから全ての方の全額助成を検討されたようですけれども、3項目めについては全員の全額助成ではないのです。あくまでも経済的な視点で考えたものなのです。仮に就学援助制度の基準、今政府の1.2倍でやっていますけれども、生保基準にやってもいいのです、その基準を。小中で採用している古平町の基準を採用してはどうかということではないのです。あくまでも本当に困っている方に対する助成、それも全額なのか半額なのかということも含めて、何も全額と指定しているわけではなくて、教育長がおっしゃるように経済的な事情で通学を諦めざるを得ないような事態を防ぐための方策でありますので、その点から検討してはどうかということなのです。その点をもう一度答弁いただきたいのと、それから3人目以降全額にしたからといって経済的負担が低まるということではないです。家庭の事情によって2人しかつからないという、それから1人しかつからないという家庭もありましょうし、そういう点でやはり1人でもゆるくないという場合も事情によってありましょうし、ある程度の収入があっても2人重なると大変というのもこれは実際耳にすることなのです。だから、第3子以降全額助成するからそれによしとするのではなくて、やはりあらゆる視点から経済的負担を低めるという、そういう視点から考えてほしいのと、やはり先ほど申しましたように多数が利用している土日、祝日を含めた、そういう視点で検討し直すべきではないかと、そういう意見なのです。もう一度答弁をお願いしますか。

○教育長（成田昭彦君） まずもって、経済的な事情で土日分も含めたものを買えないのではないということ、あくまでも申請主義ですので、私どもの事務所に参ります。担当のほうでそのときにそういったことも確認いたしますけれども、同じ兄弟でもやっぱり土日買っている、部活やっている人は土日を買いますし、ただ部活やっていないで帰ってくる人は平日のみという実態もございませぬ。ですから、私自身が捉えているのは、経済的な事情によってそういったことは今の段階ではないなというふうを考えております。

それから、今の問題でございますけれども、就学援助制度を取り入れるというより、むしろ今は通学費にこだわらず、要は子育て支援部会でいろいろな今そういった子育ての関係で出てきていますけれども、そういったものをまとめた中の一つの通学費補助として考えて行政を進めていかなければならないのかなと思っております。もちろん学校給食費についてもそうでしょうし、教材費に

についてもそうでしょうし、そういったものを含めながら行政全体としてその辺は子育て支援一本化とした形の中で進めていけばいいのかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 子育て支援一本化で考えて、高校生を考えるとこの中には無理がありますね。たった一人しか……

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 次に移ります。意見の相違がありますので、議長が許してくれませんでしたので、議長の采配で4回目はやれるので、柔軟性がない議会運営です。しゃべらせてもよかったのではないかなと思います。

2件目について行きます。未満児保育についてです。平成28年度の予算審議でもゼロ歳児、1歳児、2歳児と人数の報告がありました。それで、待機児童の数字にはなかなか乗りにくい状況が古平町にはあると。これは、親たちの現在も昔もそうですけれども、情報を共有し合って、だめなものでは申し込まない、無理そうだと思うたら申し込まないというのが今も昔も変わりません。しかし、今の時代、若い世代が低年収で、低収入で働いて、夫婦共働きでようやく家計を切り盛りしているという実態があります。実際に例えば公務員の方を見ても結婚したからといって、公務員同士が結婚したからといって片方が仕事をやめるという、そういうふうにはならない。平均的な収入を得ている公務員でさえ、子育ての行く末を案じて共働きを続けているのが実態です。そういう中で報告された3歳児、4歳児、5歳児と利用者数を見ても、未満児が極めて少ないというのは、これは普通では考えられないことなのです。共働きの前提としては、やはり働けるような状態になったら働いて収入を得るとというのが今の事情ですので、ある程度の未満児の受け入れに前向きな方向ですけれども、1人の保育士さんが受け入れる子供の数というのは極めて少ない。せいぜい2人くらいでしょうから、現状を抜本的に変えるというような事態にはなっていません。

そこで、古平町の人口問題を考えますと、極めてこの後志でも厳しい環境にありまして、子育てをするためのいろんな施設、特にこのゼロ歳児以降の保育というのは極めて古平町にとって重要な鍵になると思います。さらに、本間町長は特養の課題を抱えております。計画では、80人の規模です。ほかの自治体を見ても80におさまらないで、ふやしていくというのが実態であります。特養については、特に受け入れ人数分くらいの労働力が必要だというふうに言われております。特に若い方たちの労働力が必要とされておりますので、こういう方たちの受け皿としてゼロ歳児保育というのは、これから古平町にとって人口問題を考える上でもかなめになると思います。そういう点で、古平町の今の幼児センターへのゼロ歳児以降の未満児の受け入れ体制を抜本的に強化するか、あるいは別施設をつくってでも受け入れ体制を事前につくって、そして特養とか、若い人たちがこの町で働いて住めるような環境づくりが必要でないかと思っておりますけれども、町長の考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるとおり、将来的には特養というものを考えているところでございますけれども、現時点におきましては現在前にお示ししたとおりのゼロ歳児の入所数でございまして、本来であれば本町では6カ月からいわゆる未満児の入所を許可しておりますけれども、本当に子育てというふうには、やはり乳児のころはおうちで育てるのが適切であろうというのが現在の育児の状況でございまして、その中でどうしても6カ月になったら入れたいという方がおりまして、そういう数字になっているところでございます。それこそ公務員であれば、ある程度産前産後、それから育休というふうなぐあいでは1歳くらいまでは自宅で見れるというような環境でございまして、そういった環境にないご夫婦等もございまして。そういう意味からして、今受け入れているところでございますけれども、現時点では待機者は1名ということで、ある程度この間予算で申し上げましたとおりに、1つ匍匐室みたいなものを増築して受け入れ体制を進めるということでございまして、ある程度需要がふえてまいれば、やはり増築あるいは改築等のそれこそ措置が必要であろうというふうに考えておりました、できれば早くというようなことではございまして、ある程度需要が生じたときにそういう対応ができるように検討してまいりたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 見解の相違の部分もありますけれども、例えば私の事例ですけれども、過去の事例です。妻が教職で、第1子目でしたけれども、仕事の関係で産休が済んだら、産休が終わったら、なるべく早く現場に復帰しなければならないという事情がありまして、育休みたいのはとらなかったのです。古平町は、当時4時までしか預けていませんし、おむつがとれなければ受け入れないというのがありまして、もちろん申請もしませんでした。同じようなことがゼロ歳児保育の……現在ですよ。ゼロ歳児保育によってもあそこは受け入れない、ここは受け入れると。そうしたら殺到して、そして申し込むのです。電話で申し込む場合もあります。満杯だと言ったら、それで終わりです。そうしたら、それが全て情報として流れるわけです。そうしたら、その受け入れるところというのは電話1本あっただけというふうになるのです。伺いますと、やっぱりそういうような状況で、ゼロ歳児を受け入れる施設が圧倒的にこの北後志、小樽を含めて少ないということで、待機児童には出てこないみたいです。考え方のあれもありますけれども、誰でもやはり経済的な事情あるいは仕事の事情が許せば、子供をある程度まで自分で育てていくというのがこれは基本だと思います。ところが、そうはなっていないのが現在の実態ですし、それから古平町の今後の施設計画でもやはりそういうことが予想されますので、十分そこら辺も検討の課題として入れてもらって、さらにゼロ歳児の受け入れ施設の実態も調査していただいて、今後の古平町の課題としてほしいなと思います。そういう点では共有できるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） けさのテレビでも都会の話ですけれども、やっていましたけれども、いわゆる待機児童で未満児、ゼロ歳、1歳、2歳はある程度民間の保育施設で預かってもらう。ところが、3歳以上児になればいわゆる公の保育施設あるいは幼稚園等々でなかなか入れない実態があるというようなことで、いわゆる待機児童の問題が出ておりました。本町でも仮に将来的にそれこそ介護施設ができた場合に、そういう需要が生まれてくることは確かだというふうには思っておりますけれども、それに対しましては今議員おっしゃるとおり、我々もこれから検討しながら研究して

いきたいなというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第9 決議案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、決議案第1号 飲酒運転根絶を宣言する決議についてを議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

決議案第1号 飲酒運転根絶を宣言する決議についてを採決いたします。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、意見案第1号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第11、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第12、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝続君） これで本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。
平成28年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員